

保育園・認定こども園【施設型給付費】等 教育・保育給付認定申請について

保育園・認定こども園等教育・保育給付認定は、保育を必要とする理由、保育の必要量に応じて審査し、保育の必要性を下記の3つの区分の内のいずれかに認定するものです。教育・保育給付認定申請書は、保育園・認定こども園の申込み時に入園申込書と併せてご提出して下さるようお願いいたします。

1. 「認定区分」

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	教育標準時間 9:00～14:00	認定こども園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、※「 保育の必要性の基準 」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	★1 「保育標準時間」 8:00～19:00	保育園・ 認定こども園
3号認定	お子さんが満3歳未満で、※「 保育の必要性の基準 」に該当し、保育園等での保育を希望する場合	★2 「保育短時間」 8:00～16:00	

2. 「保育の必要性の基準」

事由	保護者の状況	保育必要量	給付認定期間
1 就労等	1か月あたり48時間以上の就労の場合（外勤、自営業、農業、内職等）	120時間以上	就労している期間
		48時間以上120時間未満	
		育児休業中	
2 妊娠・出産	出産のため保育ができない場合	標準時間 短時間	産前2か月 産後2か月
3 疾病・障がい	病気や負傷、障がいにより保育ができない場合	標準時間 短時間	医師の診断書 等による期間
4 介護等	家族の病気や負傷、障がいなどの看護・介護のため保育ができない場合	標準時間 短時間	医師の診断書 等による期間
5 求職活動	求職活動、起業準備の場合	短時間	90日間
6 就学	職業訓練校等の就学	標準時間	在籍する 月の末日
		短時間	
7 その他	生後1年に達しない児童を育児している場合等	短時間	育児している期間

3. 「利用時間区分」

利用時間区分	保護者の状況	保育利用時間／1日
★1 「保育標準時間」	主に保護者のいずれもが、フルタイム勤務を想定した利用。原則、月120時間以上の就労等。	最大11時間
★2 「保育短時間」	主に保護者のいずれかが、パートタイム勤務を想定した利用。月48時間以上120時間未満の就労、求職活動等	最大8時間

- ・就労時間が月120時間以上でも、保護者の希望により「保育短時間」認定とすることができます。
- ・就労時間が月120時間に満たない場合でも、就労時間帯や勤務場所等の理由により利用時間を超えて利用せざる得ないと市が認める場合は、「保育標準時間」として認定することができます。

※保育を希望する理由等が変更となり、保育必要量の認定の変更を希望する場合は、こども支援課へご相談ください。



入園申し込みに必要な書類は胎内市ホームページ（左のQRコード）よりダウンロードすることができます。

令和7年度 保育園・認定こども園入園の申込受付について

【申込みから入園までのスケジュール】

入園申込み・認定申請

4月入園に限らず、**年度途中の入園を希望する全ての方**は入園申込みおよび認定申請書を提出してください。

	受付期間	受付場所	受付時間
一次募集	令和6年10月1日(火)～令和6年10月25日(金)	第1希望の保育園・認定こども園	午前9時00分から 午後5時00分まで
二次募集	令和7年1月20日(月)～令和7年2月10日(月)	こども支援課	午前8時30分から 午後5時15分まで

二次募集の期間までに入園申込みができなかった方は、**5月以降の入園**となります。

	受付期間	受付場所	受付時間
【受付開始】	随時～	こども支援課	午前8時30分から 午後5時15分まで
【申込み締切り】	入園希望月の前月5日まで		

利用調整

- ・受付期間内に申し込みのあった全児童を対象に入園基準を満たしているか等の審査を行います。
- ・定員を超えて申し込みがあった場合は、「胎内市入園選考基準表」に基づき、「保育の必要性が高い児童」から優先的に入園していただきます。これにより第2希望や第3希望の園へ移っていただくことがありますのでご了承ください。
- ・二次受付は一次受付での利用調整後、定員の空きがあった場合に利用調整を行います。

入園の決定

募集	・入所承諾通知書 ・入園説明会案内の発送	各園での入園説明会	・利用者負担額(保育料) ・副食費決定通知書の発送
一次募集	1月中旬	2月中旬～下旬	4月中旬
二次募集	2月下旬～3月初旬	3月中旬	
随時募集	入園希望月の前月10日頃	入所承諾通知書等の書類を発送後、園から保護者の方へ連絡し日程を合わせていただきます。	入園希望月の前月10日頃

【申込みについての留意事項】

- ・受付期間内に必要書類を揃えて、受付場所へ提出してください
- ・一次募集の期間のみ、生まれる前のお子さんの申し込みができます。入園対象月齢は「令和7年度保育園・認定こども園(入園受付)一覧」をご確認ください。
- ・**年度途中の入園を希望する方も申請書類を提出**してください。
- ・種類に不備・不足がある場合は受付できません。
- ・提出された書類に不明な点があった場合、勤務先等に確認する場合があります。
- ・保育料及び副食費を滞納した場合、父母又は同居している祖父母の同席において納付相談を行いますので、ご理解ください。
- ・求職活動中の場合は、希望に沿えないことがあります。
- ・年度途中の入園はすぐに対応できないことがありますので、ご承知のうえ早めにご相談ください。
- ・各保育園・認定こども園において、各年齢の申し込み人数に応じて利用調整する場合があります。

【保育の実施を希望する期間について】

- ・入園日より慣らし保育が開始し、通常保育となるまで4日から1週間程度かかります。育児休業中また育児休業復帰予定（年度の途中入園）で申請する方は、慣らし保育期間を考慮したうえ、原則**入園希望をする月の1日を開始日**としてをご記入ください。
- ・年度途中の入園開始日について申請の際に聞き取りをさせていただく場合があります。
- ・出生前の入園を希望する方は、出生の手続き終了後、開始日が変更となる場合があります。
- ・**保護者の就労状況や育児休業期間の変更により入園開始日に変更がある場合は、速やかにこども支援課へ届け出て**ください。また就労証明書等の必要書類を提出してください。

【育児休業を延長する場合の申し込みについて】

育児休業は、原則としてお子さんが1歳になるまでとなっていますが、保育園等に入園できない場合に限り、1歳6ヶ月まで（再延長で2歳まで）延長することができます。保育園に入園できないことを証明するため、勤務先もしくはハローワークから「入園保留通知書」を求められるため、**育児休業を延長したいという方も忘れずに入園申込み**をしてください。勤務先によっては、細かなルールを設けている場合もありますので、事前に詳細を確認してください。真に入園を希望する方を優先するため、育児休業の延長を希望する方については、下記のとおり扱うことといたします。

- ① **お子さんが1歳に達する日（誕生日の前日）が属する月の1日の入園**を申込む。（年度途中入園希望の方も含みます）
- ② 「**入園希望確認書**」の「**育児休業中⇒育児休業の延長を希望します。**」欄に**チェック**。
- ③ 利用調整点数は0点となりますが、希望園に空きがある場合は内定となる場合があります。

※翌月以降の入園を希望しない場合は、「入園希望確認書」の「入園が保留となった場合⇒翌月以降の申込みを取消す。」の欄にチェックしてください。育児休業の再延長を希望する場合は、1歳6か月で改めて申込みが必要です。

※**内定を辞退すると入園保留通知書が発行されません**ので、**育児休業の延長や育児休業給付金の給付が認められない**可能性があります。

※ご不明な点は、勤務先または勤務先の管轄のハローワークへご確認ください。

【就労証明書について】

- ・**事業主（勤務先担当者）が胎内市のホームページより「就労証明書」をダウンロードし直接入力して作成**することができます。
 - ・「**就労証明書**」は**事業主が作成する書類**です。事業主に無断で作成し改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。
 - ・**事業所で証明された「就労証明書」は、保護者の方も記載内容を確認**してください。
 - ・証明事項について、担当職員が勤務先に確認することがあります。なお、記載内容（勤務時間・日数等）が実態と異なる場合、退園となることがあります。
 - ・**育児休業中また育児休業復帰予定（年度の途中入園）で申請する方も事業所（勤務先）の証明が必要**となります。
- ※きょうだい2人以上で同時に申し込みをする場合は、1人目（上の子）は原本、2人目以降の分は写しでも可能です。

【家庭状況申立書について】

「認定こども園・保育園へ入園できる基準」を参照していただき、保護者ご本人の状況また保育を希望する事由をなるべく詳しく記入してください。（添付書類が必要な場合は、併せて提出してください。）

◇ 入園申し込みに必要な書類 ◇

—提出前に確認して□欄にチェックしてください。—

【1・2・3号を申請する方（共通書類）】

<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定申請書	
<input type="checkbox"/>	入園申込書	記入例を参考にして記入してください。
<input type="checkbox"/>	生活・健康状況調査票	
<input type="checkbox"/>	個人番号確認 *保護者及び申請児童の分	①～④のいずれか ①個人番号カード②通知カード③個人番号通知書④マイナンバー記載ありの住民票 個人番号カードがない方は提出する方の本人を確認できるものが必要となります。 保護者または代理で提出する方の運転免許証、パスポートなど ※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
<input type="checkbox"/>	個人情報に係る同意書及び利用申込みに係る確認書	記載事項をご確認のうえ、署名してください。
<input type="checkbox"/>	預貯金口座振替依頼書	対象：公立保育園・こども園、私立保育園（3歳児未満） 口座振替できる金融機関；第四北越銀行・大光銀行・新潟県信用組合・新潟県労働金庫 北新潟農協・ゆうちょ銀行
<input type="checkbox"/>	通帳の写し	*通帳届出印のお間違えのないようご確認ください。 *私立こども園、私立保育園（3歳児以上）に入園希望の方は各園の様式となります。

【2・3号を申請する方】

<input type="checkbox"/>	入園希望確認書	該当する□欄にチェックをし、児童・保護者氏名を記入してください。		
*保育を希望する事由により、1～7の該当のいずれかの□欄にチェックしてください。 父・母の就労状況証明書又は、家庭状況申立書および添付書類が必要 となります。				
	事由	保護者の状況	必要書類	添付書類
<input type="checkbox"/>	1 就労等	外勤、育児休業中、内職等	就労証明書	
<input type="checkbox"/>		自営業、農業	家庭状況申立書	直近の確定申告書の写し*確定申告書の写しがない場合は、開業届等の写し
<input type="checkbox"/>	2 妊娠・出産	出産のため保育ができない場合	家庭状況申立書	出生（予定）日が分かる書類の写し 『母子手帳、妊産婦医療費助成受給者証等』
<input type="checkbox"/>	3 疾病・障がい	病気や負傷、障がいにより保育ができない場合	家庭状況申立書	・医師の診断書 ・身体・精神・療育手帳の写し
<input type="checkbox"/>	4 介護等	家族の病気や負傷、障がいなどの看護・介護のため保育ができない場合	家庭状況申立書	
<input type="checkbox"/>	5 求職活動	求職活動、起業準備の場合	家庭状況申立書	・求職活動に関する報告書（裏面） 求職活動支援機関等利用証明書 ・ハローワークの求職受付票の写し
<input type="checkbox"/>	6 就学	職業訓練校等の就学	家庭状況申立書	学生であることの証明書の写しなど
<input type="checkbox"/>	7 その他	生後1年に達しない児童を育児している場合等	家庭状況申立書	

保育を必要とする理由が就労であっても、受付期限までに就労証明書等の提出がない場合や、種類に不備がある場合は、「6.求職活動」として利用調整を受けることとなりますので、十分ご注意のうえご確認ください。